

農業農村の再生に向けた農業委員会等制度・組織改革に関する意見書

日本の農業をめぐる環境が大変厳しい状況にある中、農業従事者や関連機関は農業の体力強化へ向け、鋭意取り組んでいるところである。

このような中、農業改革を含む規制改革実施計画が閣議決定されたが、その内容は、地方の実態からかけ離れたものも多く、とりわけ組織制度の変更は、農業の生産性向上に向けた実質的な改革の進展を妨げることが懸念される。政府が昨年12月に示した米政策等の見直しを受けて、関連施策の推進に真摯に努力している農業協同組合や農業委員会の改革が拙速に行われることになれば、現場には大きな混乱が生じることが懸念される。

よって、国会及び政府におかれては、今後具体的な措置や法制化を検討するにあたっては、農業従事者、農業機関・団体、地域住民など関係者の意見を幅広く聞き、地域の農業と農政の実態を踏まえ下記の事項について対応するよう強く要望する。

記

1. 農業委員の選任方法については、真に地域からの信頼を得ることができる委員が透明な手続きを経て確実に選任されることが重要である。担い手への農地集積や優良農地の確保、耕作放棄地の発生防止など、農業委員が地域の農業従事者の声を代弁し、行政との橋渡し役を引き続き務めることができるよう、選任の具体的方法について関係者の意見を幅広く聞いた上で慎重に検討すること。
2. 県農業会議・全国農業会議所制度の見直しについては、これまで県農業会議等が担ってきた農業・農村現場との連絡調整や農業委員の研修等の役割を引き続き果たすことができるよう、その役割、組織の在り方及び法律上の位置付けを慎重に検討すること。
3. 農業生産法人の役員要件緩和については、農業生産法人の倒産や撤退により耕作が放棄されることなど、地域に大きな影響を与える懸念もある。要件緩和については、農地を確実に原状回復できる手法の確立など現場の実態を十分に踏まえて検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

富山県入善町議会